

事務所コラム

2013年12月2日(月)

(本店) 〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-3-8 1F Email reiko@ebihara-tax.jp
税理士法人海老原税理士事務所 TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822
(支店) 〒062-0035 札幌市豊平区西岡 5 条 14 丁目 13-11 Email info@mpc55.jp
横井税理士事務所 TEL 011-584-8855 FAX 011-584-8828

法人は H25.12 決算、個人は H25 年分から
事業者免税点の改正を再点検！

H23 改正免税点判定の初回適用迫る

平成 23 年税制改正による消費税の『事業者免税点の見直し』の最初の適用が、法人は平成 25 年 12 月決算から、個人は平成 25 年分からと迫っています。今回はこの新制度を復習してみましょう。

免税点要件見直しの概要

改正前は、当課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下である事業者は、消費税の免税事業者とされていましたが、H23 の税制改正により当課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であっても、『特定期間』の課税売上高が 1,000 万円を超えた場合には、当課税期間の課税事業者となることとされました。

『特定期間』とは、直前上半期と思って頂ければ良いと思います。原則として法人ならば、前事業年度の開始の日以後 6 ヶ月の期間、個人ならば前年の 1 月から 6 月の期間となります（法人については、設立事業年度や決算期変更があった場合の『特定期間』については判定時期等が異なります）。

また、特定期間の課税売上高に代えて、特定期間中の支払給与額をもって、1,000 万円超か否かの判定を行うことができます。

この改正は、法人は H25. 1. 1 以後の開始する事業年度から、個人は H25 年分からの適用となります。

H25. 12 決算法人	【判定期間】直前上半期
個人	H24. 1. 1～24. 6. 30

具体的な課税・免税事業者の判定

具体的な判定は下図のようになります。

基準期間の課税売上高	直前上半期課税売上高	直前上半期給与等	判定
1000 万超	—	—	課
1000 万以下 (又は基準期間なし)	1000 万超	1000 万超	課
	1000 万以下	1000 万以下	免
	1000 万以下	—	免

基準期間だけでなく、前期上半期の『特定期間』も判定項目に加わりましたので、従前の制度に比べて 1 年前倒しで課税事業者となる事業者が増えるようなイメージとなります。例えば、新設法人の基準期間のない事業年度の設立 2 期目でも 1 年前倒しで課税事業者となることがあります（ただし、直前期が 7 ヶ月以下のケースでは判定は不要ですので、従来通り免税事業者です）。
※課税事業者となった場合の簡易課税の選択届出は今年の 12 月いっぱいです。



課税事業者の判定に不安がある方は是非ご相談下さい！